主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告人の上告理由第一、二点について。

手形の呈示を伴わない催告にも、手形債権の時効を中断する効力があることは、 当裁判所判例の示すところである(昭和三五年(オ)第五三三号、同三八年一月三 ○日大法廷判決民集一七巻一号九九頁参照)。従つて右と異る見解のもとに本件約 束手形債権の時効中断の効力を認めなかつた原判決の判断は、これを是認すること ができず、原判決は破棄を免れない。而して右催告の適否および時効中断のため爾 後上告人の採つた処置の有無等について、更に審理を遂げる必要があると認められ るので、本件を原審に差し戻すこととし、民訴法四○七条一項に則り、裁判官全員 の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健		_
裁判官	Щ	田	作	之	助
裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳		彦
裁判官	石	田	和		外